



議案第六号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり、三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十六年参月拾日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(三朝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 ^{三朝町} 職員の給与に関する条例(昭和二十八年三朝町条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「扶養手当」の下に「、住居手当」を加える。

第三条第一項中「一等級」を「二等級」に改める。

第四条第六項中「十二月を」を「十二月(五十六歳以上の年齢で規則で定めるものをこえる職員にあつては、規則の定めるところにより、十八月又は二十四月)を」に、「十二月の期間」を「当該期間」に改め、同条第八項中「その給料月額が職員の属する職務の等級における給料の幅の最高額である場合」を「職務の等級における給料の幅の最高額を受ける職員のうち規則で定める職員」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(住居手当)

第十条の二 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額三千円をこえる家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)にば、その家賃の額と三千円との差額の二分の一(その差額の二分の一が三千円をこえるときは三千円とし、その差額の二分の一に百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。)の月額の住居手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

第十一条第二項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる職員九百円(規則で定めるところにより通勤が不便であると認められる職員にあつては、千四百円)

第十七条第一項中「五百十円」を「六百二十円」に、「七百六十五円」を「九百三十円」に、「三千六百円」を「四千四百円」に改める。

第十九条第二項中「百分の九十」を「百分の百」に改める。

第二十条第二項中「、六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合においては」を削る。

第二十四条第二項及び第三項中「扶養手当」の下に「、住居手当」を加え、同条第四項中「及び扶養手当」を「、扶養手当及び住居手当」に改める。

別表第二、第三及び第四を次のように改める。

別表第二 医療職給料表等級別標準職務表

職務の等級		職 務 内 容
一 等 級		所長の職にある医師又はこれに相当する職
二 等 級		医師の職

別表第三

行政職給料表

職務の 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	—	39,800	34,500	26,200
2	62,100	50,100	42,100	36,100	27,300
3	65,200	52,900	44,400	37,900	28,400
4	68,300	55,700	46,900	39,800	29,500
5	71,400	58,500	49,400	41,900	30,700
6	74,500	61,300	51,900	44,000	31,900
7	77,700	64,200	54,400	46,100	33,200
8	80,900	67,100	56,900	48,200	34,500
9	84,100	70,000	59,400	50,000	35,700
10	87,300	72,900	61,900	51,800	36,900
11	90,500	75,800	64,200	53,600	38,100
12	93,400	78,500	66,500	55,400	39,300
13	96,100	81,200	68,800	57,200	40,400
14	98,800	83,400	70,800	58,300	41,500
15	101,500	85,200	72,800	59,400	42,500
16	104,200	86,600	74,300	60,400	43,400
17	106,200	87,900	75,500	61,400	44,300
18	108,200	89,200	76,700	62,400	
19	110,200	90,500	77,900	63,400	
20	112,200	91,800	79,100		
21	—	93,100	80,300		

別表第四

医療職給料表

職務の 等級	1 等 級	2 等 級
号 数	給料月額	給料月額
1	85,000	
2	89,200	72,600
3	93,400	76,600
4	97,900	80,800
5	102,400	85,000
6	106,900	89,200
7	111,400	93,400
8	115,900	97,700
9	120,400	102,000
10	124,900	106,300
11	129,400	110,600
12	133,400	114,100
13	137,400	117,600
14	141,400	121,100
15	145,300	124,100
16	148,300	127,100
17	151,300	130,100
18	154,300	133,100
19	156,600	134,900
20	158,900	136,700
21	161,200	138,500
22	163,500	140,300
23		142,100
24		143,900

(三朝町)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条

(三朝町)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十三年三朝町条例第一号)

の一部を次のように改正する。

附則第二項中「八月一日から適用し、」を「八月一日から適用する。」に改め、横段を

削り、附則第七項から附則第十項までを削り、附則第十一項を附則第七項とし、附則第十二項及び附則第十四項を削り、附則第十三項を附則第八項とする。

(三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十五年三朝町条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「扶養手当」の下に「、住居手当」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

(住居手当)

第六条の二 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額三千元をこえる家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。)に対して支給する。

附則第三項及び附則第四項を削り、附則第五項を附則第三項に改める。

(三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「扶養手当」の下に「、住居手当」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

（住居手当）

第四条の二 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額三千元をこえる家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。）に対して支給する。

附則第三項及び附則第四項を削る。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第五条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「四万五千元」を「七万円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中三朝町職員の給与に関する条例第四条第六項及び第八項の改正規定は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（同条例第十七条第一項の規定を除く。）第三條の規定（三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第三項、附則第四項及び附則第五項に係る改正規定を除く。）による改正後の三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定、及び第四条の規定（三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第三項及び附則第四項に係る改正規定を除く。）による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、昭和四十五年五月一日から、改正後の条例第十七条第一項の規定及び第五条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、昭和四十六年一月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

6 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(医療職の給料月額の切替)

7 医療職給料表の適用を受ける者の給料月額の切替は、切替日の前日にその者が受けていた等級の号給を改正後の別表第四の二等級の同じ号給に切替える。

(給与の内払)

8 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、町規則で定める。